

国土形成計画について

～「対流促進型国土」の形成～

国土政策局 総合計画課
令和元年10月9日

	全国総合開発計画 (一全総)	新全国総合開発 計画(新全総)	第三次全国総合 開発計画(三全総)	第四次全国総合 開発計画(四全総)	21世紀の国土の グランドデザイン	国土形成計画 (全国計画)	新国土形成計画 (全国計画)
閣議 決定	昭和37年10月5日 (1962年)	昭和44年5月30日 (1969年)	昭和52年11月4日 (1977年)	昭和62年6月30日 (1987年)	平成10年3月31日 (1998年)	平成20年7月4日 (2008年)	平成27年8月14日 (2015年)
総理 大臣	池田 勇人	佐藤 栄作	福田 赳夫	中曽根 康弘	橋本 龍太郎	福田 康夫	安倍 晋三
背 景	1 高度成長経済への 移行 2 過大都市問題、所 得格差の拡大 3 所得倍增計画(太平 洋ベルト地帯構想)	1 高度成長経済 2 人口、産業の大都 市集中 3 情報化、国際化、 技術革新の進展	1 安定成長経済 2 人口、産業の地方 分散の兆し 3 国土資源、エネ ルギー等の有限性の 顕在化	1 人口、諸機能の東京 一極集中 2 産業構造の急速な 変化等により、地方 圏での雇用問題の 深刻化 3 本格的国際化の 進展	1 地球時代(地球環 境問題、大競争、ア ジア諸国との交流) 2 人口減少・高齢 化時代 3 高度情報化時代	1 経済社会情勢の大 転換(人口減少・高 齢化、グローバル 化、情報通信技術 の発達) 2 国民の価値観の 変化・多様化 3 国土をめぐる状 況(一極一軸型国 土構造等)	1 国土を取り巻く時 代の潮流と課題(急 激な人口減少・少 子化、異次元の高 齢化、巨大災害の 切迫、インフラの 老朽化等) 2 国民の価値観の 変化(「田園回帰」 の意識の高まり等) 3 国土空間の変化 (低・未利用地、空 き家の増加等)
目 標 次	昭和45年	昭和60年	昭和52年から 概ね10年間	概ね平成12年 (2000年)	平成22年から27 年(2010-2015 年)	平成20年から 概ね10年間	平成27年から 概ね10年間
基 本 標	地域間の均衡ある 発展	豊かな環境の創造	人間居住の総合 的環境の整備	多極分散型国土 の構築	多軸型国土構造 形成の基礎づくり	多様な広域ブ ロックが自立 的に発展する 国土を構築、 美しく、暮ら しやすい国土 の形成	対流促進型 国土の形成
開 発 方 式 等	拠点開発方式 目標達成のため工業の分散を図ることが必要であり、東京等の既成大集積と関連させつつ開発拠点を配置し、交通通信施設によりこれを有機的に連絡させ相互に影響させると同時に、周辺地域の特性を生かしながら連鎖反動的に開発をすすめる。地域間の均衡ある発展を実現する。	大規模開発プロジェクト構想 新幹線、高速道路等のネットワークを整備し、大規模プロジェクトを推進することにより、国土利用の偏在を是正し、過密過疎、地域格差を解消する。	定住構想 大都市への人口と産業の集中を抑制する一方、地方を振興し、過密過疎問題に対処しながら、全国土の利用の均衡を図りつつ人間居住の総合的環境の形成を図る。	交流ネットワーク構想 多極分散型国土を構築するため、 ①地域の特性を生かしつつ、創意と工夫により地域整備を推進 ②基幹的交通、情報・通信体系の整備を国自らあるいは国の先導的な指針に基づき全国にわたって推進 ③多様な交流の機会を国、地方、民間諸団体の連携により形成	参加と連携 ー多様な主体の参加と地域連携による国土づくりー (4つの戦略) 1 多自然居住地域(小都市、農山漁村、中山間地域等)の創造 2 大都市のリノベーション(大都市空間の修復、更新、有効活用) 3 地域連携軸(軸状に連なる地域連携のまとまり)の展開 4 広域国際交流圏(世界的な交流機能を有する圏域の形成)	(5つの戦略的目標) 1 東アジアとの交流・連携 2 持続可能な地域の形成 3 災害に強いしなやかな国土の形成 4 美しい国土の管理と継承 5 「新たな公」を基軸とする地域づくり	重層的かつ強靱な「コンパクトネットワーク」 (具体的な方向性) 1 ローカルに輝き、グローバルに羽ばたく国土(個性ある地方の創生等) 2 安全・安心と経済成長を支える国土の管理と国土基盤 3 国土づくりを支える参画と連携(担い手の育成、共助社会づくり)

国土形成計画について

○国土の利用・整備及び保全(「国土の形成」)を推進するための総合的かつ基本的な計画

二層の計画体系

全国計画

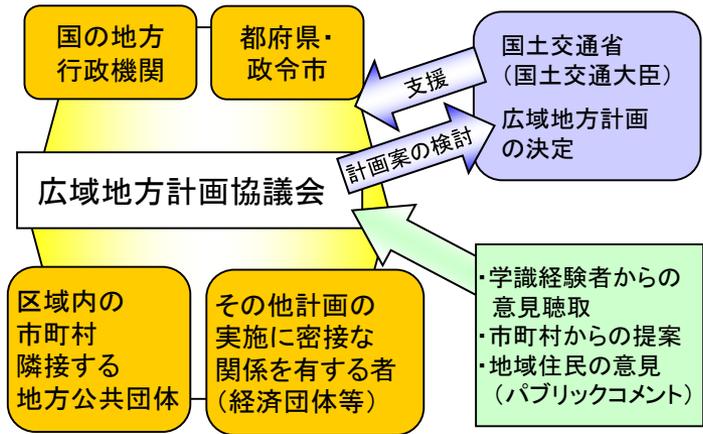
根拠法:国土形成計画法(国土総合開発法の抜本改正により平成17年に成立)

- 長期的な国土形成の基本(閣議決定)
- 地方公共団体から国への計画提案制度

広域地方計画

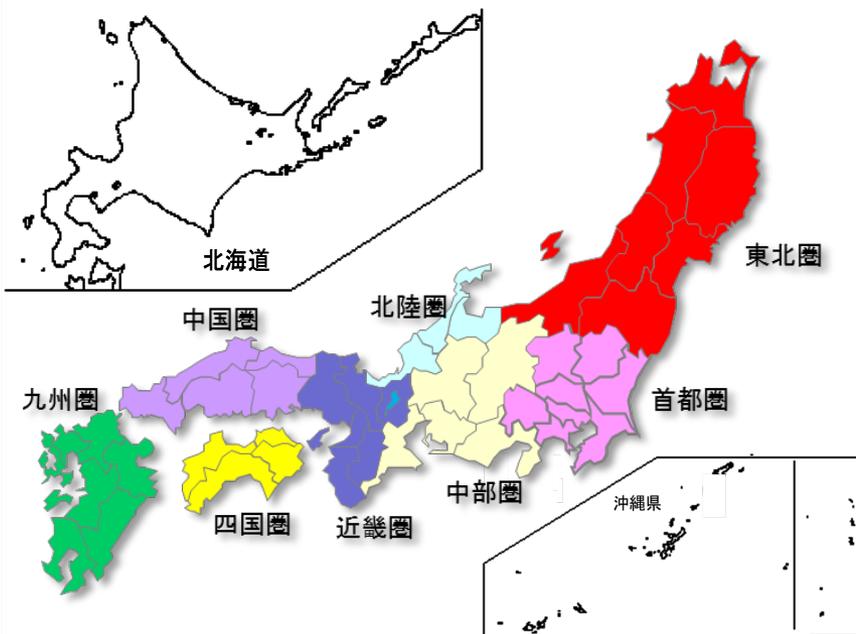
○ 国と地方の協働による広域ブロックづくり

- ・ 国、地方公共団体、経済団体等で広域地方計画協議会を組織
- ・ 計画の策定に向けて、各主体が対等な立場で連携・協力



多様で自立的な広域ブロック圏

- 政令に基づく8つの広域ブロックを設定
- 広域ブロックごとに**特色ある戦略**を立案
- 計画の実現に向けた具体的な取り組みとして、**広域連携プロジェクト**を特定



対象分野

- ① 土地、水その他の国土資源の利用及び保全
- ② 海域の利用及び保全(排他的経済水域及び大陸棚に関する事項を含む。)
- ③ 震災、水害、風害その他の災害の防除及び軽減
- ④ 都市及び農山漁村の規模及び配置の調整並びに整備
- ⑤ 産業の適正な立地
- ⑥ 交通施設、情報通信施設、科学技術に係る研究施設その他の重要な公共的施設の利用、整備及び保全
- ⑦ 文化、厚生及び観光に関する資源の保護並びに施設の利用及び整備
- ⑧ 国土における良好な環境の創出その他の環境の保全及び良好な景観の形成

国土形成計画法第二条

第二条 この法律において「国土形成計画」とは、国土の利用、整備及び保全(以下「国土の形成」という。)を推進するための総合的かつ基本的な計画で、次に掲げる事項に関するものをいう。

- 一 土地、水その他の国土資源の利用及び保全に関する事項
- 二 海域の利用及び保全(排他的経済水域及び大陸棚に関する法律(平成八年法律第七十四号)第一条第一項の排他的経済水域又は同法第二条の大陸棚における同法第三条第一項第一号から第三号までに規定する行為を含む。)に関する事項
- 三 震災、水害、風害その他の災害の防除及び軽減に関する事項
- 四 都市及び農山漁村の規模及び配置の調整並びに整備に関する事項
- 五 産業の適正な立地に関する事項
- 六 交通施設、情報通信施設、科学技術に係る研究施設その他の重要な公共的施設の利用、整備及び保全に関する事項
- 七 文化、厚生及び観光に関する資源の保護並びに施設の利用及び整備に関する事項
- 八 国土における良好な環境の創出その他の環境の保全及び良好な景観の形成に関する事項

○ 国土形成計画の意義

国土に関わる幅広い分野の政策について、長期を見通して、統一性を持った方向付けを行い、目指すべき国づくりを推進するエンジンとなる。

○ 計画期間: 2015年～2025年(2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の前後にわたる「日本の命運を決する10年」)

○ 国土づくりの目標とすべき我が国の将来像

- ①安全で、豊かさを実感することのできる国
- ②経済成長を続ける活力ある国
- ③国際社会の中で存在感を発揮する国

国土を取り巻く時代の潮流と課題

- ・急激な人口減少、少子化
- ・異次元の高齢化の進展
- ・変化する国際社会の中で競争の激化
- ・巨大災害の切迫、インフラの老朽化
- ・食料・水・エネルギーの制約、地球環境問題
- ・ICTの劇的な進歩等技術革新の進展

国民の価値観の変化

- ・ライフスタイルの多様化
(経済志向、生活志向)
- ・共助社会づくりにおける多様な主体の役割の拡大・多様化
- ・安全・安心に対する国民意識の高まり

国土空間の変化

- ・低・未利用地や荒廃農地、空き家、所有者の所在の把握が難しい土地等の問題顕在化
- ・森林の持続的な管理
- ・海洋環境及び海洋権益の保全、海洋資源の利活用、離島地域の適切な管理

国土の基本構想

「対流促進型国土」の形成: 「対流」こそが日本の活力の源泉

- ・「対流」とは、多様な個性を持つ様々な地域が相互に連携して生じる地域間のヒト、モノ、カネ、情報の双方向の活発な動き
- ・「対流」は、それ自体が地域に活力をもたらすとともに、イノベーションを創出
- ・地域の多様な個性が対流の原動力であり、個性を磨くことが重要

「対流促進型国土」を形成するための重層的かつ強靱な「コンパクト+ネットワーク」

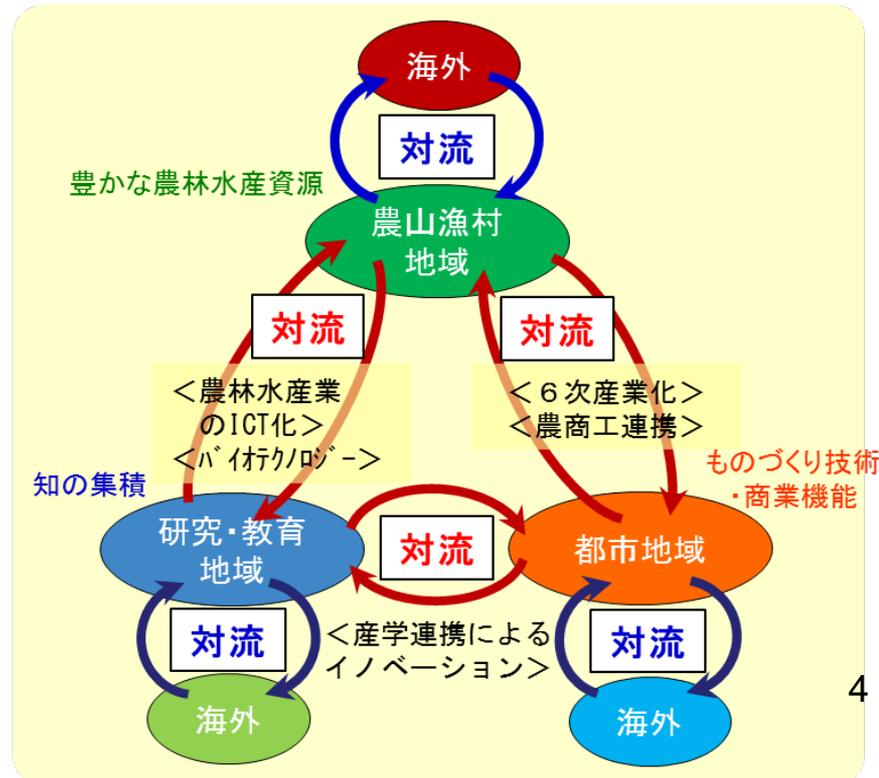
- ・「コンパクト」にまとめ、ネットワークでつながる
- ・医療、福祉、商業等の機能をコンパクトに集約
- ・交通、情報通信、エネルギーの充実したネットワークを形成
- ・人口減少社会における適応策・緩和策を同時に推進

東京一極集中の是正と東京圏の位置付け

- ・東京一極滞留を解消し、ヒトの流れを変える必要
- ・魅力ある地方の創生と東京の国際競争力向上が必要

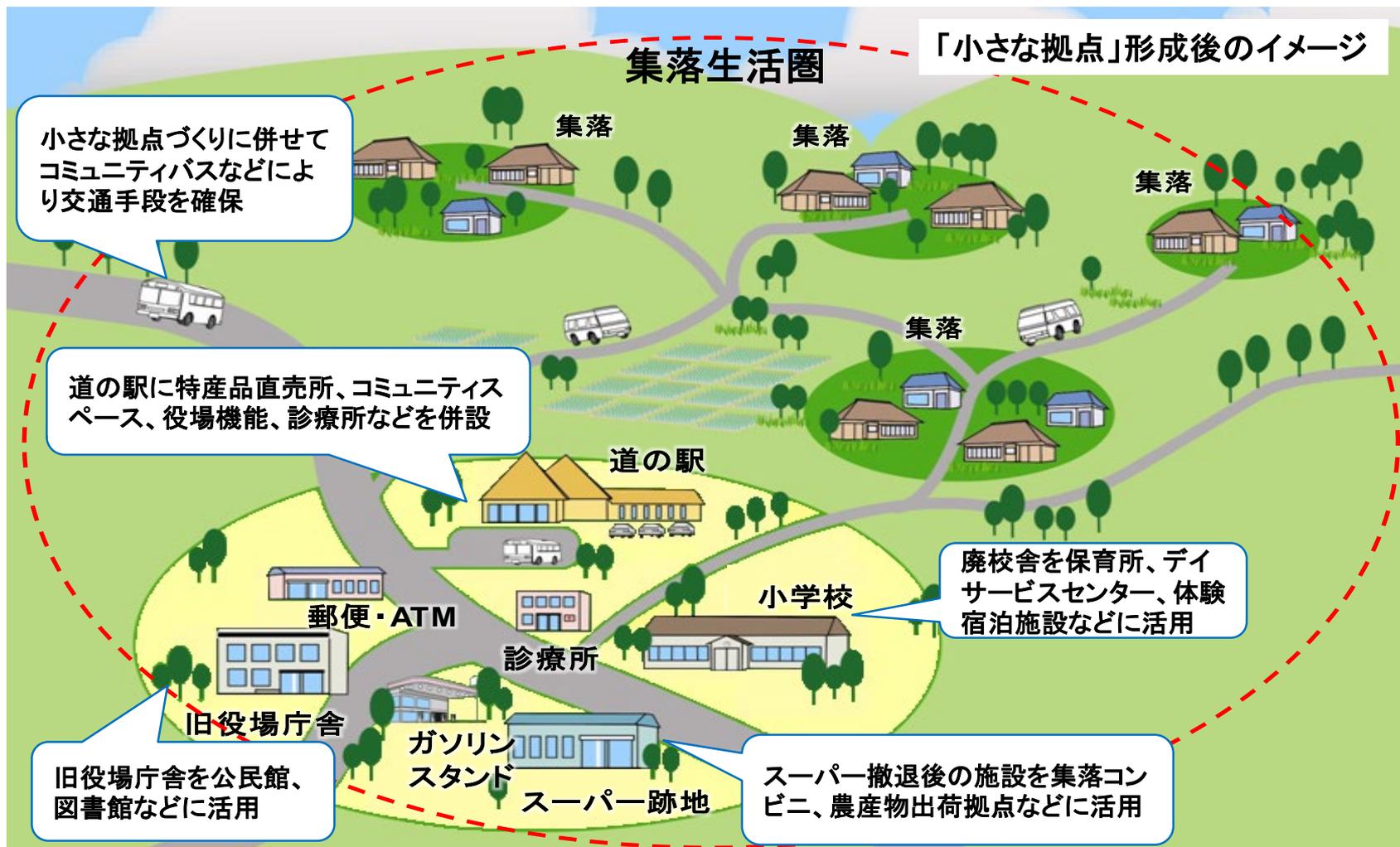
都市と農山漁村の相互貢献による共生

「対流」のイメージ: 「個性」と「連携」



「小さな拠点」の形成

小学校区など、複数の集落が散在する地域(集落生活圏)において、商店、診療所などの日常生活に不可欠な施設・機能や地域活動を行う場所を集約・確保し、周辺集落とコミュニティバス等の交通ネットワークで結ぶことで、人々が集い、交流する機会が広がっていく、集落地域の再生を目指す取組



第二次国土形成計画の目次構成

第1部 計画の基本的考え方

第1章 国土に係る状況の変化と国土づくりの目標

第2章 国土の基本構想

第3章 国土の基本構想実現のための具体的方向性

第2部 分野別施策の基本的方向

第1章 地域の整備に関する基本的な施策

第6節 地理的、自然的、社会的条件の厳しい地域への対応

(5) 過疎地域

第2章 産業に関する基本的な施策

第3章 文化及び観光に関する基本的な施策

第4章 交通体系、情報通信体系及びエネルギーインフラに関する基本的な施策

第5章 国土基盤ストックに関する基本的な施策

第6章 防災・減災に関する基本的な施策

第7章 国土資源及び海域の利用と保全に関する基本的な施策

第8章 環境保全及び景観形成に関する基本的な施策

第9章 多様な主体による共助社会づくりの実現に向けた基本的な施策

第3部 計画の効果的推進及び広域地方計画の策定・推進

第1章 計画の効果的推進

第2章 広域地方計画の策定・推進

国土形成計画(全国計画) 第2部 分野別施策の基本的方向

第1章 地域の整備に関する基本的な施策

第6節 地理的、自然的、社会的条件の厳しい地域への対応

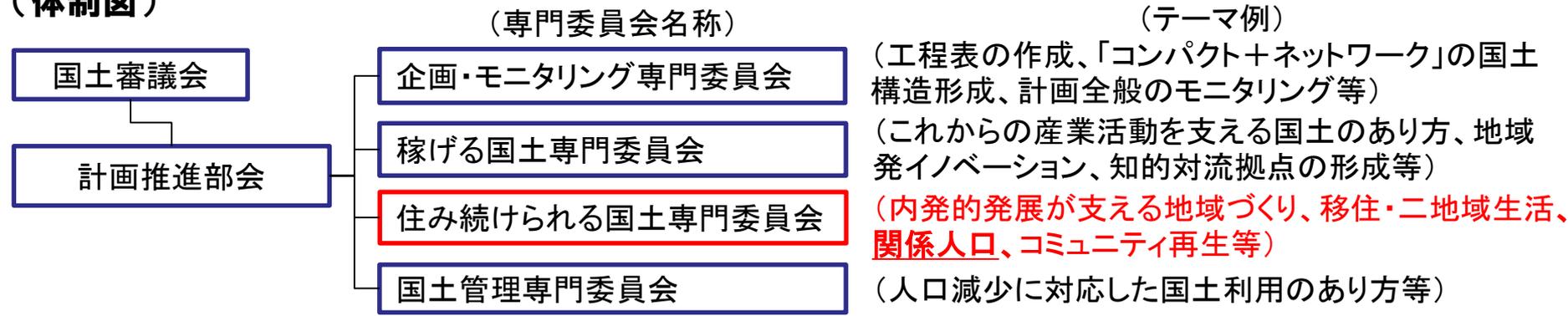
(5) 過疎地域

- ・ 過疎地域は、人口の著しい減少にともなって地域社会における活力が低下し、産業・生活基盤等の面で他の地域に比較して十分でない状況。引き続き人口減少、著しい高齢化、産業経済の停滞、生活基盤整備の格差、身近な生活交通の不足、地域医療の危機等、依然として住民生活にかかわる様々な課題。
- ・ 過疎地域は、国土、自然環境等の保全、エネルギーの提供、安全・安心な食料や水の供給、文化の伝承等、国民全体の安全・安心な生活を支える極めて重要な公益的機能。
- ・ 過疎地域と都市との対流を通じて、相互補完関係にある新しい生活空間を確保し、自立的な地域社会を構築するという視点も持つことが不可欠。
- ・ 過疎地域の実情に応じた主体的な取組を最大限尊重しつつ、各種支援施策により、産業の振興、安定的雇用の増大、交通通信体系の整備、地域の情報化の促進、地域間の対流の促進、生活環境の整備、高齢者等の保健・福祉の向上、医療の確保、子育ての支援、教育の振興、地域文化の振興、集落の整備等について、ハード・ソフトの両面にわたり推進。
- ・ 継続的な集落の維持、活性化を図るため、基幹集落を中心とした複数のネットワーク化を推進。多様な集落が連携することにより、生活圈全体で日常生活に必要な機能を確保。

(専門委員会設置の目的)

○ 平成27年8月に閣議決定された国土形成計画(全国計画)において、国土の基本構想とされた「対流促進型国土の形成」に向けて、進捗状況を管理するとともに、有効な推進方策を検討し、構想の推進につなげるため、国土審議会に4つの専門委員会を設置。

(体制図)



○ 国土形成計画において、「**人口減少社会においては、人口減少地域の住民の生活を守り、『住み続けられる国土』を維持することが重要である**」とされたことを踏まえ、地域が自らの魅力を磨き上げ、地方創生を実現し、住民の生活を守るとともに成長や活力を取り戻すことにより、持続可能な地域づくりを進めるための事項について審議

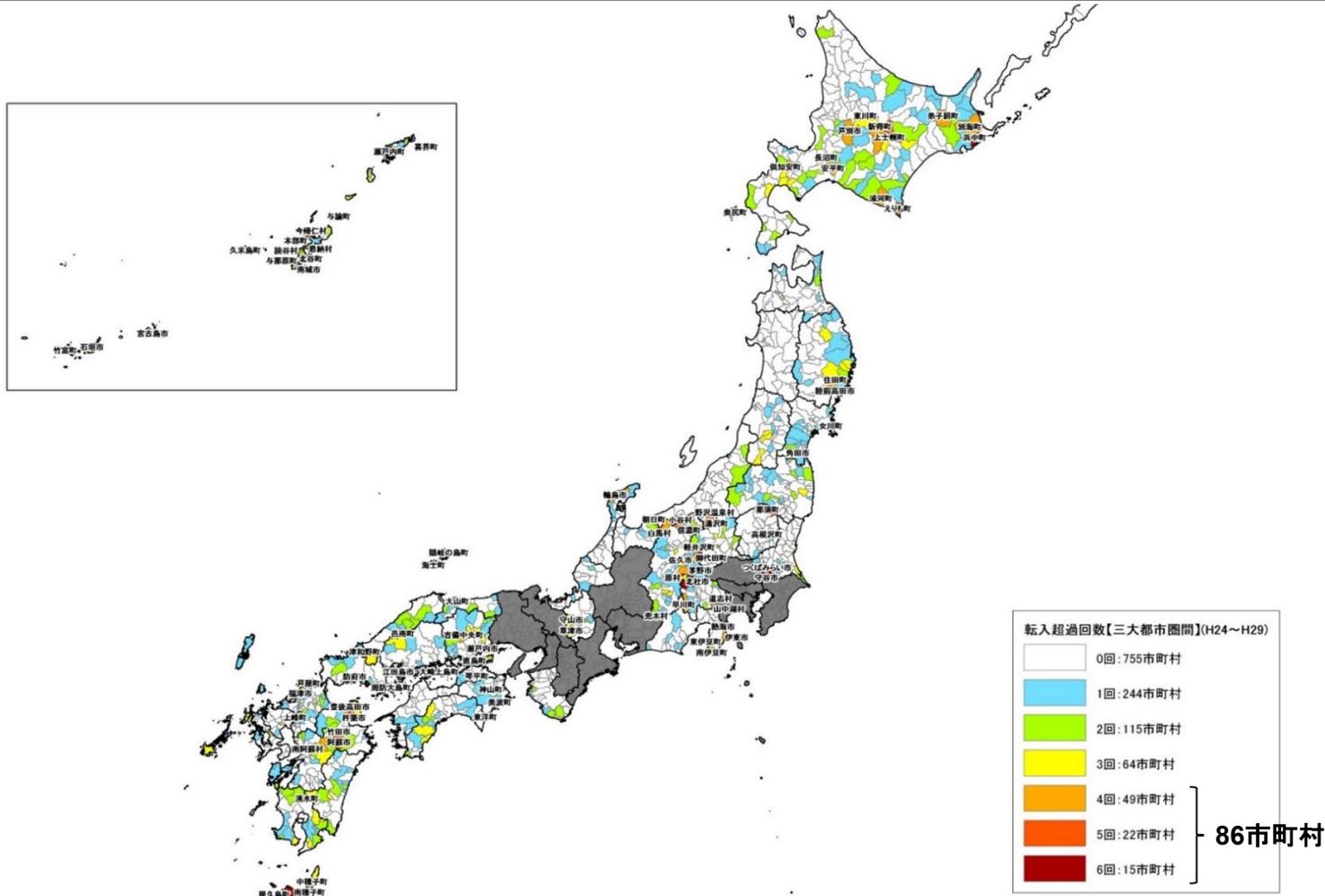
住み続けられる国土専門委員会委員名簿

○:委員長

- 小田切 徳美 明治大学農学部教授
- 高橋 一朗 西武信用金庫常務理事
- 谷口 守 筑波大学システム情報系教授
- 玉沖 仁美 (株)紡代表取締役
- 沼尾 波子 東洋大学国際学部教授
- 広井 良典 京都大学こころの未来研究センター教授
- 藤山 浩 一般社団法人持続可能な地域社会総合研究所所長
- 松永 桂子 大阪市立大学商学部准教授
- 若菜 千穂 NPO法人いわて地域づくり支援センター常務理事 8

三大都市圏からの転入超過回数(全国)

- 2012年から2017年の6か年間に4回以上三大都市圏からの転入超過となっている市町村は86。
- 「田園回帰」意識の高まりが継続し、「にぎやかな過疎」と呼ばれる市町村がある一方で、大部分の市町村はそうではなく、過疎地域の中にも格差が発生。



(注1) 三大都市圏からの転入超過回数が4回以上の市町村をラベル表示。
 (注2) 「調査していないため該当数値がない」データについてはゼロと取扱いデータ処理。
 (注3) 凡例の転入超過回数別の市町村数は三大都市圏を除く。
 (出典) 総務省統計局「住民基本台帳人口移動報告(H24～H29)」をもとに国土政策局で作成

住み続けられる国土専門委員会 3カ年とりまとめ概要

現状・問題点

地域

- 地方部の人口減少
- 地域構造が変化し、従来の圏域は融解

地域の“担い手”と“生業”の確保が必要

人

- 長寿命化により、非就労時間が拡大
- マルチステージ型の人生・価値観の変化

新たに活動できるステージが必要

人生の満足度の向上
地域の担い手が確保

価値でつながる
新たなコミュニティの創造

関係人口の拡大及び深化
(活動人口の増加)

「対流」を促進

ヒト・モノ・カネ・情報
地域がつながる

価値創造
(攻め)

生活維持・向上
(守り)

両輪の取組

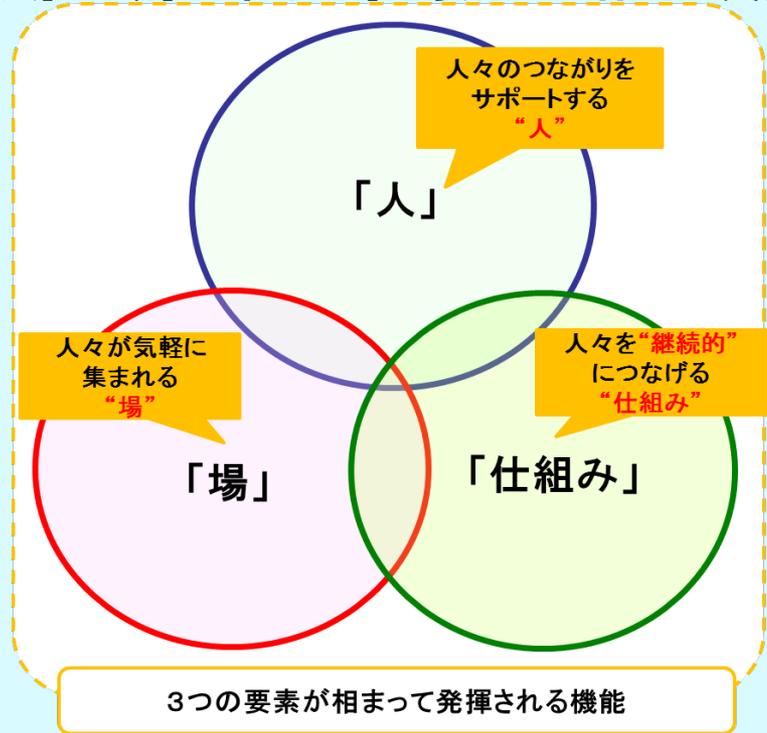
生業が確保

両輪の取組を
プロセスデザインに基づき実施

新しい内発的発展

“人”と“人”をつなげる3つの要素

「人」、「場」、「仕組み」の要素を一体的に実施



「住み続けられる国土」

施策の方向性

「人」：つながりサポーター・コミュニティデザイナーの育成、
地域間の学び合い（マス・ローカリズム）

「場」：つながりを創るための空間・滞在施設の整備、小さな拠点の機能強化

「仕組み」：地域との関わりを深化させる取組等つながりサポート機能の強化、
シェアリングエコノミー（共有経済）の活用

将来に向けた検討課題

- ① 関係人口の拡大及び活動人口への深化に向けた類型化、定量化
- ② つながりサポート機能が有する仕組みの整理
- ③ ライフスタイルのマルチ化及びシェアリングエコノミー拡大
- ④ 高齢化する大都市への応用

参考資料

第1部 計画の基本的考え方

第2章 国土の基本構想

第2節 重層的かつ強靱な「コンパクト+ネットワーク」

（「コンパクト」の意義と新しい時代の「コンパクト」）

地域において国民生活を支える医療・介護・福祉、商業、金融、燃料供給等の生活サービス機能は、一定の利用可能人口を前提として成り立っている。このため、人口減少社会においては、地域によってはこのようなサービスが成り立たなくなるおそれがあり、高齢者を始めとするすべての利用者にとって、このようなサービスの利便性を確保する必要がある。

数十年続く人口減少過程においても持続可能な地域を維持・形成するためには、人口減少・高齢化への適応策として、地域自らが主体となって地域の構造を見直し、行政や医療・介護・福祉、商業、金融、燃料供給等生活に必要な各種サービス機能を一定の地域にコンパクトに集約化することによりこれらのサービスの効率的な提供を可能とする必要がある。これによって、これらの機能を維持するとともに、生活の利便性を向上させ、定住環境を確保することが可能となる。また、生活に必要な諸機能がコンパクトにまとまっていることで、子育て施設が身近にあるなど安心して子どもを産み育てることができる環境となり、人口減少の緩和策ともなり得る。

また、集約化する際に災害発生のおそれのより低い土地への集約に配慮することによって災害からの安全性を高めることができる。さらに、未利用エネルギーとして都市部に賦存する熱の有効利用は低炭素社会実現には欠かせないものであり、熱の有効利用の観点からも都市機能を集約することは意義がある。

居住機能の集約化については都市地域と集落地域ではその様相が異なる。すなわち、都市地域ではこれまで、人口の増加に伴い、市街地が郊外へ拡大してきたが、人口減少・高齢社会においては都市構造を変えていく必要がある。このため、従来の土地利用規制に加えて、拡散した居住機能を誘導して集約することが求められている。しかし、集落地域では、もともと低密度な居住によって形成されてきた集落が人口減少により生活が困難になりつつあるところが出てきたことから、その生活を維持するために生活サービス機能等を集約する必要性が生じているものである。このため、防災上の必要性や地域における合意がある場合等は別として、居住機能の集約までを本来的な目的とするものではない。

第1部 計画の基本的考え方

第2章 国土の基本構想

第4節 地域別整備の方向

(集落地域)

中山間地域等における人口規模の小さな集落地域においては、生活サービス機能を始めとする各種機能を維持するため、これらを集約した「小さな拠点」の形成・活用を戦略的に進める。これらの地域では、人口減少が進む中で、なし崩し的に集落の生活サービス機能が消滅し基幹集落への依存が進んだことにより、基幹集落と既存の集落との間の必要なネットワークが十分に備わっていない事例もみられる。各種機能の集約化と利便性の高いネットワークの形成を戦略的に進めていくことが重要である。

小さな拠点は、人口減少社会における住民の定住環境の確保という守りの機能を有するとともに、ヒト、モノ、カネ、情報が集まり新しい価値を創造する攻めの機能を有する場としての役割を担う可能性も有し、両者を併せ持つ新しい時代の「コンパクト」にも取り組む。このため、地域の自然や文化等個性を維持しながら磨き上げるとともに、都市とのネットワークを強化し、ヒト、モノ、カネ、情報の対流を促進する。また、地域資源を最大限活用して地域内での経済循環の仕組みを構築する。

(都市と農山漁村の相互貢献による共生)

農山漁村は、農林水産業が行われる場として食料等を供給するだけでなく、国土保全等の多面的機能を有している。都市は農山漁村から分離して成立するものではなく、農山漁村において生産される食料や水等や、グリーンツーリズム、ブルーツーリズム等を通じた自然からの恩恵、国土保全機能等によって支えられている。農山漁村においても、都市という市場があるからこそ農林水産業が持続的に発展し、農山漁村の多面的機能を活用した都市との対流により新しい価値創造が行われている。このように、都市と農山漁村は依存関係にあり、相互に作用し、貢献することで、我が国の国土は形成されている。

一方、都市、農山漁村とも前述した国土に係る状況の変化を受け、それぞれに異なった課題が発生してきている。都市においては、特に大都市において今後急速に進む高齢化による医療・介護・福祉需要の急増、人口や諸機能の集積による災害リスクの増大が懸念されている。農山漁村においては、都市への若者を中心とする社会移動のため流出超過と高齢化が進展し、人々の生活を維持することが困難な集落も発生しつつある。このような課題は、都市、農山漁村が別々に取り組むだけでなく、「田園回帰」等の動きも踏まえ相互に協力して取り組むことで解決の道筋が見える可能性があり、この点でも都市と農山漁村の相互貢献が求められる。

第1部 計画の基本的考え方

第3章 国土の基本構想実現のための具体的方向性

第1節 ローカルに輝き、グローバルに羽ばたく国土

人口減少社会においては、人口減少地域の住民の生活を守り、「住み続けられる国土」を維持することが重要である。そのためには、地域が自らの魅力を磨き上げ、地方創生を実現し、住民の生活を守るとともに成長や活力を取り戻すことにより、ローカルに輝くことが必要である。

(1) 個性ある地方の創生

(集落地域における「小さな拠点」の形成・活用)

急激な人口減少の影響をいち早く経験している中山間地域等では、住民の生活に必要な生活サービス機能(医療・介護・福祉、買い物、公共交通、物流、燃料供給、教育等)やコミュニティ機能が維持できなくなっている地域があり、「コンパクト+ネットワーク」による機能維持・強化が必要である。具体的には、小学校区等複数の集落を包含する地域において、生活サービス機能や地域活動の拠点を歩いて動ける範囲に集め利便性を高めるとともに、周辺集落とコミュニティバス等の交通ネットワークでつなぐ「小さな拠点」を形成し、必要な生活サービス機能等を維持する。

(集落の生活の維持)

集落においては、主要産業である第一次産業等がそうであるように仕事が生活と密接に関係し、かついくつかの仕事を組み合わせることで従事することが一般的に行われてきた。このような「半農半X」等の多業(ナリワイ)による生活を積極的に評価することによって、人口減少下においても集落での生活が維持できる可能性がある。

また、集落によっては若者の進学時や就職時における転出等により、その維持が困難となってきたが、転出した住民も、週末や盆暮れには家族を連れて集落に帰省し、家業に従事するなど集落での生活維持に貢献している。さらに、このような住民は将来集落に戻る可能性があり、都市住民が地方移住するよりもはるかにその可能性が高い。このため、これらの家族が継続して帰省し、時期が来れば集落に戻るができるように、広い意味での集落構成員を前提として集落のあり方を考え、このような集落に住み続けられるような国土づくりが必要である。なお、人口減少が進み、人材や財源に限られる中で集落の生活を維持するためには、生活に必要な社会基盤等について、従来の公助だけでなく、共助、自助によって維持するなど低密度な住まい方を前提とした生活維持の方策を検討することも必要である。

第2部 分野別施策の基本的方向

第1章 地域の整備に関する基本的な施策

第2節 美しく暮らしやすい農山漁村の形成

農山漁村は、地域住民が美しく豊かな自然環境の中で農林水産業等を営み、地域コミュニティを形成、維持してきた地域であり、農林水産業の持続的発展の基盤として国民に食料を安定供給する場であるだけでなく、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、美しい景観、伝統文化の伝承等の多面的機能を発揮してきた場である。このため、近年、若者を中心に生まれつつある「田園回帰」の流れもとらえつつ、多様な地域資源の積極的な活用による雇用と所得の創出、快適な暮らしと美しい農山漁村の実現等の取組を進める。これらの取組に加え、農山漁村と周辺の中小都市での対流を深めることにより、都市的サービスとゆとりある居住環境、豊かな自然を併せて享受できる圏域として「多自然居住地域」を形成する。

(2) 快適な暮らしと美しい農山漁村の実現

農山漁村では、都市と比べて生活環境の整備が立ち後れていることから、快適な生活環境を実現するため、生活の利便性向上や地域の対流に必要な生活道路、污水处理施設、情報通信基盤等の整備を推進する。

農山漁村の美しさは、都市にはない様々な自然や生き物、良好な景観、歴史と文化からもたらされており、豊かな地域資源、農林水産業の生産基盤、生活環境施設等が良好な状態に管理され、健全に機能することにより創出されるものである。これらの管理は、農林水産業の営みに加え、地域コミュニティによる共同作業として行われているが、過疎化、混住化等の進展にともなう集落機能の低下により適切な管理が困難となってきた。このため、農業者を中心に地域住民も取り組む、農業・農村の多面的機能の維持及び発揮を図るための水路、農道等の維持管理、景観形成等の地域活動を支援するなど、多様な主体が参画した環境保全活動を含む地域の資源管理の取組を支援するとともに、これらの活動について幅広く国民の理解や支持を得るための普及啓発を図る。

第2部 分野別施策の基本的方向

第1章 地域の整備に関する基本的な施策

第6節 地理的、自然的、社会的条件の厳しい地域への対応

地理的、自然的、社会的条件の厳しい、離島地域、豪雪地帯、山村地域、半島地域、**過疎地域**等については、これまでも地域特性に応じた支援策が講じられてきた。我が国全体が人口減少社会を迎え、地域を取り巻く状況がさらに厳しくなる中であっても、地域の実情に応じた内発的発展を実現し、地域の特性を活かした自立的な地域社会を構築する。

(5) 過疎地域

過疎地域は、人口の著しい減少にともなって地域社会における活力が低下し、産業・生活基盤等の面で他の地域に比較して十分でない状況である。引き続く人口減少、著しい高齢化、産業経済の停滞、生活基盤整備の格差、身近な生活交通の不足、地域医療の危機等、依然として住民生活にかかわる様々な課題が残されている。一方で、**過疎地域**は、国土、自然環境等の保全、エネルギーの提供、安全・安心な食料や水の供給、文化の伝承等、国民全体の安全・安心な生活を支える極めて重要な公益的機能を有している。このため、生活基盤の整備等により地域格差の是正を図るといふ視点にとどまらず、**過疎地域**が有する公益的機能について適切に認識するとともに、**過疎地域**と都市との対流を通じて、相互補完関係にある新しい生活空間を確保し、自立的な地域社会を構築するという視点も持つことが不可欠である。

このような視点から、**過疎地域**の実情に応じた主体的な取組を最大限尊重しつつ、各種支援施策により、産業の振興、安定的雇用の増大、交通通信体系の整備、地域の情報化の促進、地域間の対流の促進、生活環境の整備、高齢者等の保健・福祉の向上、医療の確保、子育ての支援、教育の振興、地域文化の振興、集落の整備等について、ハード・ソフトの両面にわたり推進する。

さらに、継続的な集落の維持、活性化を図るため、基幹集落を中心とした複数のネットワーク化を推進する。多様な集落が連携することにより、生活圈全体で日常生活に必要な機能を確保するとともに、就業機会の創出を推進する。

第2部 分野別施策の基本的方向

第4章 交通体系、情報通信体系及びエネルギーインフラに関する基本的な施策

第1節 総合的な交通体系の構築

(4) 地域交通体系の構築

(いのちと暮らしを支える交通環境の形成)

生活圏域において、安全・安心な生活を営むための基礎的な条件として、通勤、通学、買い物等日常生活に必要不可欠な移動や、病院等の重要な拠点への交通の利便性を確保するため、道路網を整備するとともに、現道拡幅、バイパス整備等による隘路の解消を推進する。特に、合併市町村の拠点を連絡する道路、救援活動や応急復旧活動に不可欠な緊急輸送道路等においては、改良に加えて橋梁の耐震補強や防災施設等の整備を重点的に推進し、緊急時の地域分断や孤立の防止に努める。とりわけ、地理的、自然的、社会的条件が厳しい地域においては、急病人発生時等の緊急輸送手段の確保や災害時の避難活動等の迅速化が重要であり、このような生命線となる道路ネットワークの信頼性確保、高速道路における既存の緊急出入口の有効活用と更なる整備、ドクターヘリの配置等、複数の手法を適切に組み合わせて対処する。また、離島においては、救急医療、物資の輸送等島民生活の安定、観光振興等の観点から、海上輸送及び航空輸送の就航率の向上等安定輸送のための港湾や空港の整備を推進する。

一方、大都市等の一部の都市地域を除き、公共交通機関の経営環境は自家用車の普及、少子化、過疎化等にもなって今後ますます厳しいものとなると予想され、これまでも移動制約者の足であった公共交通機関の運営は地方を中心として縮小される傾向にある。このような状況にかんがみ、地域公共交通網形成計画制度も活用しながら、地域自らが需要や実情を踏まえて主体的かつ総合的に地域交通のあり方について考え、それにより形成された合意に基づき、計画的かつ戦略的に、鉄道、バス等の既存の交通機関やデマンドバス、乗り合いタクシー等の多様な交通手段を適切に組み合わせるとともに、地域の支援や多様な担い手の参画を通じて、持続可能な地域公共交通の構築を図る。

第2部 分野別施策の基本的方向

第4章 交通体系、情報通信体系及びエネルギーインフラに関する基本的な施策

第2節 情報通信体系の構築

(1) 情報通信インフラの整備

低廉かつ高速のブロードバンド環境が利用できるよう事業者間の公正な競争条件の確保等の競争政策や、新たなワイヤレス産業の創出等にも資する電波の有効利用を引き続き推進するとともに、**過疎地**、**離島等**の不採算地域においても、地域特性を踏まえつつ、高速のブロードバンド基盤の整備と確保を図る。また、観光地、防災拠点等における無料公衆無線LANの整備を促進する。

光ファイバー並み(最速1Gbps)の高速通信を実現する第4世代移動通信システムの導入を促進するとともに、周波数の使用効率の一層の向上を可能とし、M2M、IoT、IoEの通信基盤となることも期待される第5世代移動通信システムの実現に向けた研究開発や国際標準化に取り組む。また、世界最高レベルの光通信技術やネットワーク仮想化技術の実用化を目指す。

(2) ICT・データ利活用の促進

(ワーク・ライフ・バランス実現のためのICT環境整備)

ICTを活用して場所にとらわれない柔軟な働き方ができるテレワークを社会全体へと波及させる取組を推進し、女性の社会進出、労働力の確保、男性の育児参加、仕事と介護の両立等を促進するなど、労働者のワーク・ライフ・バランスを実現する。

また、**過疎地**、**離島等**においてブロードバンド環境の整備を進めることにより、テレワークやクラウドソーシングの実現、地域の特性に応じた遠隔医療の推進、離島等における高等学校の教育機会を充実する遠隔教育の普及、促進等を進めることが可能となり、地方への移住を促すことが期待できる。

このため、仕事をどこにいても行うことができるテレワーク本来の特性を引き出す環境を整備する。また、医療機関を始めとする遠隔医療、在宅医療・介護及び生活支援サービスを担う関係者が、情報を共有し連携することで地域を越えて効率的かつ効果的な医療・介護サービス提供等を可能とする医療情報利活用基盤の構築を目指す。遠隔教育では、実施体制、環境等を整備する。